令和元年度第１回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会　議事録

（開催日時）令和元年11月26日（火）　13時30分～15時30分

（開催場所）岩手県民会館４階第１会議室（盛岡市内丸13－１）

１　開　会

２　挨　拶

３　委員紹介

４　議　事

(1)　ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について（報告）

(2)　「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）」素案について（協議）

(3)　その他

５　その他

６　閉　会

［出席委員（敬称略、五十音順）　30名中25名出席（欠席５名）

　赤坂　栄里子　　　　一般社団法人岩手県歯科医師会理事

　阿部　昭博　　　　　岩手県立大学ソフトウエア情報学部教授

伊藤　昇　　　　　　一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会会長

　及川　清隆　　　　　社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会理事長

大信田　康統　　　　一般社団法人アースメイト副代表

太田代　洋一郎　　　岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合専務理事

岡　正彦　　　　　　東北福祉大学総合マネジメント学部教授

小笠原　純子　　　　公募委員

加藤　隆男　　　　　岩手県ボランティア団体連絡協議会会長

加藤　千晶　　　　　一般社団法人盛岡市医師会理事

加藤　秀行　　　　　雫石町地域整備課長

狩野　徹　　　　　　岩手県立大学副学長

川村　正司　　　　　公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部支部長

菊池　孝　　　　　　公益財団法人岩手県観光協会専務理事兼事務局長

佐々木　祐子　　　　岩手県商工会議所女性会会長

鈴木　一成　　　　　公益社団法人岩手県バス協会事務局長

髙橋　修　　　　　　特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会理事長

髙橋　幸子　　　　　一般社団法人岩手県聴覚障害者協会事務局長

髙橋　智　　　　　　社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会理事

竹田　美代子　　　　公募委員

籏福　郁子　　　　　有限会社オーツー設計事務所管理部長

藤原　哲　　　　　　株式会社岩手日報社編集局次長

山下　梓　　　　　　弘前大学男女共同参画推進室　助教

吉本　博之　　　　　東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社　総務部企画室長

（代理出席　副課長　　太田　義則）

若林　みどり 　認定NPO法人いわて子育てネット理事

［県側出席者］

　　（事務局）

野原　勝　　　　　　保健福祉部長

淺沼　修　　　　　　保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長

佐藤　健　　　　　　保健福祉部地域福祉課主任主査

坂本　瑞歩　　　　　保健福祉部地域福祉課主事

（関係室課）

　北栃　玲子　　　　　政策地域部国際室国際交流担当課長

　山田　智幸　　　　　政策地域部交通政策室特命課長

　高井　知行　　　　　環境生活部若者女性協働推進室男女共同参画課長

　畠山　直人　　　　　保健福祉部長寿社会課高齢福祉担当課長

佐藤　和彦　　　　　保健福祉部障がい保健福祉課主任主査

　髙橋　昌平　　　　　保健福祉部子ども子育て支援課主事

　藤原　ひろみ　　　　商工労働観光部観光課主任主査

　藤島　謙　　　　　　県土整備部道路環境課維持担当課長

小野寺　理　　　　　県土整備部都市計画課主査

嶋田　英人　　　　　県土整備部建築住宅課主任主査

高橋　縁　　　　　　教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課長

鈴木　寿子　　　　　教育委員会事務局学校調整課主査

１　開会

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

私、岩手県保健福祉部地域福祉課の淺沼と申します。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

まだ若干名、到着されていない委員の方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第１回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様30名中25名の方に御出席いただいており、過半数に達しておりますことから、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第２項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日の会議は公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、会議に先立ち、野原保健福祉部長から御挨拶申し上げます。

２　挨拶

（野原保健福祉部長）

本日はお忙しい中、また、今日は寒気が入り寒くなってきた中、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃よりひとにやさしいまちづくり、そして地域福祉の推進に御尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、推進指針を策定し、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現を目指し、ハードとソフトの両面から取り組みを進めているところです。

県の施策を総合的に推進するための行動指針である、ひとにやさしいまちづくり推進指針は、今年度、現行指針策定から５年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、新しい指針を策定するとしております。

この間のひとにやさしいまちづくりを取り巻く環境は、本県においては、人口減少や少子高齢化の進展、東日本大震災津波からの復興の推進、ソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、あらゆる主体が主体性を持って共に支え合う社会の実現を目指す、いわて県民計画（2019～2028）の策定を行いました。

また、国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進することとしており、こうした状況の変化に対応した取組が求められております。

本日の協議会では、ひとにやさしいまちづくりのこれまでの主な取組状況を御報告いたしますとともに、新たなひとにやさしいまちづくり推進指針の素案について御協議いただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

３　委員紹介

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　　続きまして、本日御出席の委員の皆さんを御紹介いたします。

　出席者名簿の順で、御紹介させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

【名簿に沿って紹介】

４　議事

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　　これ以降の進行につきましては、条例第37条２項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされております。狩野会長、以降の進行につきましてよろしくお願いいたします。

（狩野会長）

狩野です。進行の方よろしくお願いします。

まず、（１）ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（地域福祉課佐藤主任主査）から資料１に基づき説明】

（狩野会長）

ただいまの説明について質問や御意見ありましたらお願いいたします。

（髙橋修委員）

岩福連の髙橋でございます。

資料１‐１の（１）の県民認知度の調査結果、前年度よりマイナス10ポイントということで、大変驚いているわけでありますが、調査対象なり、調査方法なりが、平成26年度以降、変わったが故にこうなってしまったのか。全然変わらないけれどもこうなってしまったのか。ちょっと確認をしたいと思います。以上です。

（狩野会長）

はい。では事務局お願いします。

（地域福祉課坂本主事）

地域福祉課の坂本です。こちらのひとにやさしいまちづくりの県民認知割合ですが、モニターアンケートの中で実施をしている「ユニバーサルデザインという言葉を知っていますか」という質問項目で、「知っている」と「何となく知っている」と答えた割合を、認知度としております。平成29年度までの回答の選択肢は、「知っている」「何となく知っている」でありましたが、平成30年度は少し変更になり、「以前から知っていて意味も理解している」と、前から知っていたというニュアンスが入った選択肢になり、認知度が下がったのはそのせいもあるかと考えています。

（髙橋修委員）

選択肢の表現を変えたのは何か訳があったのですか。

（地域福祉課坂本主事）

基本的に質問と回答の選択肢については、当課で作成をしますが、モニターアンケートを実施する担当課からの指摘もあり、アンケートの冒頭に「ユニバーサルデザイン」という言葉の説明を記載していることから、平成30年度から、そのアンケートに回答する前から知っているという回答の選択肢になったものでございます。

（髙橋修委員）

会長さん、そういうことであればね、こういう表記をされてしまうとちょっと困るのですが。よろしく御配慮願います。

（狩野会長）

そうですね、数字だけが一人歩きすると、後退したようなイメージが強いですけど、公表する時に、注書きか何かされると、より正しくなるのかと思います。担当者の方、よろしいでしょうか。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　表現の仕方、公表の仕方、工夫させていただきたいと思います。

（狩野会長）

　他に何かありませんか。お願いします。

（竹田委員）

公募委員の竹田と申します。

私からは、資料１―２の３ページです。２のまちづくりの公共施設にも関連するかと思いますが、子ども用のトイレについてです。

アイーナは、６階に子どもの遊ぶスペースがあるのですが、トイレは大人用しかありません。他のフロアも同じでした。マリオスは、女性のトイレには、子どもさんを座らせる補助便座が１個付いていました。ですが、アイーナは、その座らせる子どもさん、つまり、オムツのはずれた子どもさんから低学年の子が、困っているのです。私、ベビーシッタークラブで全国から来るお医者さんの学会で子どもさんのお世話をするのですが、子どもがトイレに行くと、落ちそうになるんですよね。マリオスの女子トイレの端であれば、子どもさんが座れるように、便座の上に乗せる補助便座がありましたが。県民会館の１階と４階を見てみましたが、子ども用のトイレはありませんでした。和式トイレがあったので、そちらを使うことができるかもしれませんが、和式トイレに慣れていないため使えないと聞きます。

　ですから、ユニバーサルデザイン云々っていうのは確かに必要ですが、実際に子どもさんがトイレを使えないんですよね。県の建物なのに危なくて。他人の子どもさんを支えるときもあるんですけど。

いずれ、皆さん子どもだったわけですし、歳をとっていくわけです、私含めて。ですから子どもさんがトイレ使うっていうのは、デザイン云々じゃなくて現実の話です。私が知っているお医者さんの奥さんも言っていました。やっぱりトイレのトレーニングのときに子どもが使えるトイレがあるところはどことどこしかないっていう表現をしていました。やっぱり子どもが、オムツをはずして、トイレトレーニングしながら、そして自立していくわけなのですけれども、そのトイレにとても困っているお母さん方、若いお母さん方がいらっしゃるのが現状ですよ。

ですから、カワトクに行けばあるという話を聞いたことはあったのですけども、やっぱり公共の場所で、子どもさんが使えないというのはちょっとどうかと思いまして。落ちるんじゃないかってハラハラしていました。そんなにお金かからないと思うんですよね。便座の上に乗せてポンと座れるものがありますよね。男性の方のトイレを見たわけではないですが。いずれ子どもも使えるトイレ、これは早急にやっていただきたいなと。子どもがトイレを使えなくて不自由なところを見て感じております。以上です。

（狩野会長）

ありがとうございました。

具体的な提案ですね、これはどうしましょう。事務局で良いですか。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

ありがとうございます。今のお話、具体的な支障の問題だと思いますので、私どもの方から、担当課や施設管理者の方に、できるだけ改善していただくようにお話させていただきます。

（髙橋智委員）

すいません。

一応私、宮古地域ユニバーサルデザインの代表も務めております、髙橋智です。ここに掲載している通り、昨年度はひとまちのマップを作成し、今年は田野畑の調査もしています。

（狩野会長）

活動報告ですね。是非これからも頑張って続けてください。あと、いかがでしょうか。

これからも色々な情報を集めて続けていければいいなと思います。ありがとうございました。

次の議題に移っていきたいと思います。

（２）ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）の素案について、資料２でございます。これもまず事務局で説明していただいて、それで協議に入りたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

【事務局（地域福祉課坂本主事）から資料２、資料３に基づき説明】

（狩野会長）

どうもありがとうございました。説明について御意見等ありましたらお願いいたします。では、及川さんお願いします。

（及川委員）

岩手県視覚障害者福祉協会の及川といいます。

今回の指針の素案策定にあたっては、わざわざ聴き取りに来ていただいて、私たちの思いを受け止めていただいたということで非常によかったなと思っております。

それは、最近の行政は、デスク上で、その文章あるいはデータのもとで素案づくりをするということで、あたかも行政施策に活かしているのかもしれないですけども、基本的には、昔は、個々の障がい者のところを訪れて、その人の生活、社会参加の様、現状の悩み等を受けた上で、施策を立ててきた経緯があるんです。

　今回はそういう現状に担当課の御努力に敬意を表したいというふうに思います。

それで実は私、10月の28日に、UD2020の評価、第３回の評価会議に出席して参りました。

これは内閣府主催のものですけども、実はその中で、論議があったのは、東京オリパラのレガシーをどうしていくかということなんです。その時に私はその会議に出ていてふと思ったのは、岩手に置き換えた時に、本当に地方に、そうした2020のUDがですね、地方にどうレガシーとなって、レガシーとして残されていくのか、ということに非常に疑問を持っていました。

ですから、岩手県のまちづくりの理念という形で、理念というものを伝えていくのかな、柱立てしていけばいいのかな、とずっと考えていましたので、今後皆さんとそんなところを議論していければなと思っておりました。

まあ、ですから、理念です。理念をきちんと立てていただきたい。その理念にはやっぱり、地方色のあるもの、岩手県ならではのことをどう構築していくかっていうことが、１番大きいと思っております。

それから二つ目ですが、そのUD2020の評価会議の時に話したことは、実は視覚障がい者というのは、移動障がい者であり情報障がい者です。

正確な発表によってですね、非常に視覚障がい者、これは高齢者もそうだと思うんですが、非常にこう、進展していく情報に取り残されていくっていう現状が否めないと思います。

例えば、キャッシュレス。デジタル化の中で非常に、その処理に困っている。そしてその結果として、不利益を被るということが広がっておりますので、機器の整備等については、そういったところも素案に書いていただくということでね、大事になっていくと思います。

特にも、買い物に関してはですね、セルフレジに非常に困惑してますね。ずっと困っている現状もありますので、そんなところもフォローアップしていける指針になるといいかなと思っております。

三つ目はですね、大きな意味で、障がい者に関わる部分については、障害者差別解消法と合理的配慮の文言を、入っているのかもしれません、全部読み切っていないので。入ってるのかもしれませんけども、障害者差別解消法、その前に障害者権利条約の批准、それから障害者差別解消法の成立。それから合理的配慮といった時系列ですね、きちんと指針に盛り込んで県民、あるいは県内の自治体、県内の民間団体に、理解いただけるような、そういう、記述があるといいかなと思っています。以上です。

私は今回、意見というか、お礼も含めてお話させていただきました。よろしくお願いします。

（狩野会長）

　ありがとうございました。

では、まず事務局の方でお答えできるものからお願いいたします。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

ありがとうございます。

まず、障がい者の皆さんには、様々な皆さんの御意見を聞いて、指針を策定する部分については、検討委員会を開催させていただいたという話をしましたが、その中でやはり委員の皆様から、ぜひ実際にそういう声を聞いてそれを反映させて欲しいという話をいただきまして、団体の皆様にも御協力をいただきながら、お話をさせていただきました。

私ども、本当に皆様の実際の声を聴かせていただいて、今回の指針に、何を中心に盛り込めばいいのか、どういうことを重視していけばいいのかということについて、ある種、実感が得られたというかですね、非常に我々も参考になっておりますのでありがたい機会だったと思っております。

今回の新しい指針の中にも、皆様の御意見の中でも、特にやはりユニバーサルデザインであったり、あるいは、様々な障がい者の方やいろいろな配慮が必要な方のための設備が、適正に使われていなかったり、あるいは適正に利用できるように設置されていなかったり、理解が進んでいないことに対する、様々な課題があるというお話をいろいろ聞かせていただきました。

そういった視点で今回の指針の中にも、そういった理解をさらに深めていくというようなことを盛り込ませていただいたところでございます。

それから岩手の理念をしっかりというお話もございました。

東京オリンピック・パラリンピックの計画、あるいはユニバーサルデザイン行動計画で示しているものというのは、ソフトとハードの一体的な取組ということだと思います。

今回の指針の中でもそういったことを、岩手の取組に盛り込んで行きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから情報、あるいは技術のお話がございました。

技術が進んだことによって、様々障がいのある方が情報に接しやすくなった部分、一方でまだ追いついていなくて、まだ難しい部分があろうかと思います。そうした視点も、指針の中では、触れていきたいと思っております。

最後に、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の関係、あるいは、権利の問題、合理的配慮の事柄につきましては、新しい指針の中でも、背景や経緯につきまして、記述させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

（狩野会長）

ありがとうございました。

及川さん、今の説明でよろしいでしょうか。

（及川委員）

はい。ありがとうございました。

（狩野会長）

他に如何でしょうか。はい。

（髙橋修委員）

岩福連の髙橋でございます。

及川委員さんから話がありましたように、団体の方を訪問していただいて、そして聴き取りをわざわざしてくださったこと、私も感謝しております。ありがとうございました。

二つほどお話ししたいのですが、一つは、素案の概要の２ページ目、別紙の方ですけれども、１の①意識啓発の促進、その中三つ目の○、国が推進する心のバリアフリーの取組との連携、ここだけ何故か国が推進するというふうな表記がありますね。全てが国が推進する事業との関係があるのではないかなと思うのですけれど、あえてここだけ「国が推進する」ということで。県、国がそれぞれってことではなくて、我々県民としては心のバリアフリーの取組を推進するということになっていいのではないのかなと思うわけです。それが一点目。

それから二点目。素案17ページの②公共的施設・建築物、一番下、「学校や公民館等の避難施設に指定されている建物については…」と出ておりますが、避難施設に指定されている云々というだけの問題ではなくて、学校や公民館そのものはバリアフリーにならなければいけない。どなたでも学校に行って子どもたちの勉強の様子を見たり、あるいは、どなたでも教室や学校に行って勉強できるような状態にならなければいけないというふうに思うんです。

ところが、エレベーターが付いている学校っていうのはまずないですね。エレベーターをつけてもらわないと、保護者が、体が悪い人が授業参観できないんだよねと。言ってるんですけどもなかなかつけてもらえないんですね。あるときには、３階以上の新築の場合あるいは改築の場合には付けますという話をちらっと聞いたこともあるんですけども。では２階の人どうなるのやというふうなことで、いずれ、何階かの問題ではないと思うんです。

そう言っているのにバリアフリーにならなくて、理解あるというのは何かというと、バリアフリーにならなければいけない。そのところ、学校教育の方もいらしていると思うので、お話いただければ幸いだというふうに思います。以上です。

（狩野会長）

ありがとうございます。では、事務局の方、あと学校教育の方、お願いします。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　はい、ありがとうございます。

　最初にお話がありましたが、国が推進する心のバリアフリーのところでございますが、国の取組と連携するという意味で、このような記載にしておりましたが、今御指摘があった国が進めるからということに限らないのではないかという御指摘も確かにその通りだと思いました。この辺の表現等、先ほどの御意見踏まえまして、工夫したいと思います。同様に、公共的施設のバリアフリーの問題につきましても、基本的に公共的施設については、バリアフリーを進めていくというのは、全体の方向としてあるという前提のもとに、ただその中でも、災害時に特に必要とされる施設については、さらにバリアフリー化を進めていかなければならないのではないかという問題意識で、記載させていただきました。

　ただし、もし災害時に使う施設以外はバリアフリー化を進めなくて良いというような、後回しで良いというような捉え方をされてしまうようであれば、表現等については、改めて工夫させていただきたいと思います。

（学校教育課高橋特別支援教育課長）

　学校教育課の特別支援教育担当の課長の高橋でございます。

　お話ありました件につきまして、こちらの方も御意見をきちんと受けとめまして、担当課含めて、また、施設等も含めまして、これから考えていきたいと思います。

　御意見、本当にありがとうございます。

（狩野会長）

　ちょっと補足しますと、実は学校というのは、国交省の管轄ではなかったものですから、最初にバリアフリーの法律ができたときは別扱いだったんですね。でも、ある改正の時から学校が入ってきたということで、改正前に建てられたものは対象外になっているということです。

　それについてどうするかは、今努力目標とかそういうもので改善しているのですが、多分、県の指針が災害の時に指定されたものは特にやりましょうということだと思います。そういう意味で、どうしても既存の建物がちょっと遅れるということは、現状としてあるということも、あとそれをどういうふうに作ったかということはこの指針の中にいれていくことになるかと思います。

（岡委員）

　今仰ったように、古い建物は基準外ですよ、新しい建物は指針で作っていきましょうというので、分かれていて。実際それについて、古い建物に関して右ならえで整備していくと、非常にお金の面等含めて限りなくかかって、あとはいつになったらそれが100％満たすかという問題もあります。一つの例挙げるとですね、例えばノンステップバスを作って普及させましょうとする。では、ベビーカーの人達が、ノンステップバスに一人で乗れるかというと、やっぱりそこは人的なサポートっていうのは当然必要になる。

　二階に上がるのにもエレベーターがあれば、それは究極な選択なので。やっぱり日常的に必要性がある場合は、学校の中の関係者とか、子どもたち含めてお年寄りが来たときに、サポートしてあげる。一緒に手を差し伸べて階段を上がるとか、そういった考え方も必要じゃないかと、現場の中で考えていたということがあります。

　だから、ものを作って便利になるというのは当然必要なことだと思いますが、それは限りなく時間がかかってしまう。

　明日にでも必要なもの、明日にでも利用したいものを、人が来ますというときに、早く作ってと言っても、それはなかなか難しいところ。それを補填するためには何が必要かというと、やっぱり人の助けというのが非常に重要になってくる。

　ベビーカーにしても、電車に乗る人も大変苦労している。ほんのちょっと上げてあげればスムーズにいく。その一つの行動というのが非常に大事なので、ここにありますよね、心のバリアフリーというところは、やっぱりそういう視点を小さい子どもの時から養う、気づく。それから率先して、サポートしてあげる。そういった効果にもなるということなので、先程も言ったように、ハードとソフトのソフト部分が自然と大事になってくるんじゃないかなという、小学校なんかいくと、そういう感想は持っています。体験的に。

ただ、基準よりも著しく低いものに関しては、基準ぐらいまでは直すのは当然前提ですけども、そこに＋αを設定するっていうのは、さっきも言ったような人の人的な支援というのが欠かせないことというふうに、私としては国交省の頃からも今もそういう考え方があっていいのかなというふうに思います。

（狩野会長）

　はい。ありがとうございました。もちろん整備してくことが大事なんですけども、予算と時間との関係で順番に、やっているということだと思います。

　ただ最近は、学校の方も仰ったように、保護者の方の中にはいろいろな方がいらして、変わっています。

　たまたま私が関わったケースですと、小学校なんですけど、２階建てですがやっぱりエレベーターを付けてもらえましたので。問題なく、PTAの皆さん、地域住民の皆さん、賛成してくれています。それに少しずつよくなってきてるんだと思います。既存のものも含めてやっていくのが大事なんだと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（竹田委員）

　関連して学校の関係の発言をしてよろしいでしょうか。

　先日桜木小学校の、落ち葉の清掃でシルバー派遣の二つの班の方々が参加して、行ったんですね。それで、トイレをたまたま覗きましたら、和式なんですよね。健常者だけであれば、奥だけに洋式があって。だからよく、子どもが和式で使えないって話を聞いたことがあって、まだこの盛岡の小学校で和式があるとびっくりしまして、先ほど仰った通り、予算の関係あるでしょうけども、これからの日本を背負って働いて私達の老後を支えてくれる子どもたちがですね、学校のトイレは和式で一個だけ洋式だったんですね。だから、やっぱりさっき言ったとおり、近所の方とかいろいろ出入りするわけですから、その学校で和式っていうのは、非常にびっくりしてきました。やっぱりもう少し子どもたちも、住みやすいあるいは不便に感じないような環境にできないのかなと感じた次第でございます。以上です。

（狩野会長）

　これも一つというか、個別の事例等含めてだと思いますが、ただ、どんどん洋式化すると思います。学校の方で順番にですね。

　さっき私が言った、滝沢の方ではちゃんと洋式の普及のために予算を付けているようですけども。まだ100％ではないかもしれないですね。はい、ありがとうございました。他如何でしょうか。

（山下委員）

　始めに、担当課の皆様にお礼を申し上げます。検討委員会の時に、たくさん提案を申し上げて、特に性的マイノリティについて初めて入れるということでかなり検討されていますけれども、文言や国の政策等もいろいろ調べて、このように素案をまとめていただいて本当にありがとうございました。

　今日は別の点について、二つなんですが。

一つは、具体的な推進方向の一つ目の表現が気になっているということなんです。「すべての人を思いやることのできる心を醸成するひとづくり」のところなんですけれども、このひとづくりの方向性を支持していますが「思いやり」という言葉に引っ掛かりを持っています。例えば、障害者権利条約とか、諸人権条約を見ましても、思いやりという言葉はどこにも出てこないですよね。尊重とか配慮だと思うんです。LGBTの観点からしても、必要なことは思いやりではなくて、差別がないこと、それから、人としての尊重。思いやりという言葉は、道徳教育を連想させることもあり、このまま、パブリック・コメントにかかると、この表現に懸念の声が示されるのではないかと感じたことが一つです。

　もう一つは、推進主体の役割の登場と順番についてです。今、県民、事業者、民間団体、市町村、県というふうになっておりますけれども、大元の条例の第３条と第６条を見ますと、この登場順が逆です。この推進指針の実施をなさる第一議的な責務は、やはり県にあると思います。もちろん、県民一人ひとりも果たしていく役割があるとは思いますけれども、やはり公である県が責任をもって、これをしっかりと進めていただくという姿勢をはっきりさせる上でも、登場順については条例との関係もありますので、御検討いただきたいと思います。以上です。

（狩野会長）

　はい。ありがとうございました。これも具体的な提案で、検討していただくということかなと思いますけど、如何でしょうか。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　はい。ありがとうございます。我々の配慮が足りないということに関しても御意見いただきましてありがとうございます。思いやるという言葉につきましても、できるだけやわらかい表現で分かりやすくという趣旨で扱ってはおりましたが、確かに御指摘のような視点があるのは、仰るとおりかと思います。もう少し、表現を事務局でも検討してみたいと思います。

　それから推進主体の役割の順番で、県が、こういった取組をしっかりと進めていくというのはまさにその通りとだと思いますし、そういう考えでおりますけども、私どもこういう役割を、県の立場として記載する多くの場合、やはりその県民の方がまず一番、これは県民が一番責任を負うという趣旨ではなくて、やはり第一に尊重されるべきは県民であろうというところから、行政、県は、最後にくるという書きぶりにさせていただきました。御理解いただければと思っております。

　御意見も踏まえて、伝わるように示し方を検討していきたいと思います。ありがとうございました。

（狩野会長）

　よろしいですか。このあとずっと五年間くらいこれが中心になってきますので、ぜひ。如何でしょうか。菊池さん。

（菊池委員）

　県観光協会の菊池です。事務局の皆さん、お疲れ様でございます。

　先ほどお話に出ましたが心のバリアフリーのあたりを理解する意味で、どなたかに申し上げていただきたいのですけども。

　こちらの資料３の別紙の取組の中の例えば５の「すべての人が多様な分野で…」ということで記載をされておりまして、これを拝見しておりますと、一昔前のバリアフリーと比べますと相当範疇が広がったなというような印象を受けていまして、これもそのバリアフリーといえば、みんなで良い社会を作っていきましょうと、そういうことであると思っております。

　事務局の説明を聞いておりますと、この根っこにあるのが法改正でありますとか、あるいは、2020行動計画といったところが背景にあるということでございますが、そういった国の法改正の背景でありますとか、2020行動計画を作ったその理念、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

（狩野会長）

　事務局の方、よろしいですか。

（菊池委員）

　お分かりの範囲で結構です。

（地域福祉課坂本主事）

　改正になったバリアフリー法に、理念が記載されまして、こちらで説明させていただきますと、「日常生活、又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものの除去に資すること、及びすべての国民が年齢、障害、その他の事情によって分け隔てられることなく、共生社会の実現に資することを旨として行わなければならない」とされておりまして、単に物理的なものだけではなくて、制度とか慣行とか社会システム的なところも対象になるところでございます。

（菊池委員）

　今回、それが法改正で初めて出てきたということですか。

（地域福祉課坂本主事）

　今回、バリアフリー法に明記されたというところでございます。

（狩野会長）

　もちろん厚労省系はそういうのがあったんですけど、バリアフリー法はどちらかというと、国交省系のものになるので、先程、ソフト、ハードとか人の手でできない部分があって、ソフトの部分についても入ってきた、というような解釈で良いかと思います。

（菊池委員）

　御参考までに申し上げますと、心のバリアフリーっていうのは、観光協会でいえば、例えば、最近増えている外国人観光客なんかも地域住民からしたらバリアのある存在のひとつ、そして、岩手の場合は今年ラグビーのワールドカップの開催があって、釜石を中心に外国人対応ということでいろんな研修会が展開されました。

　その中で、とある先生の講義で、やはり外国から入ってくると、どうしても言葉の問題でお怖気づくんですね、いろいろあるんですけども。自分のことを考えてみると、どこか外国へ行って、その中になんかこっち来たな、嫌だなっていうふうなオーラを出しているのと、なんかお客さん来たな、嬉しいなってオーラ出しているのと、どっちがいいかという話でして。そうすると、そこでニコニコして歓迎している雰囲気が出た方がいいですよね。英語はできない、でも日本人は英語できないって言ったって、単語ぐらいは誰でも分かる、レフト、ライト、ゴーストレイトぐらいは言える。要はその、心意気だという、そういうことなんです。

私ども観光協会、これからもですね、どんどんと外国人の方増えていくわけですよね。ですので、例えばここに書いているような心のバリアフリーの取組の一つというのは、非常に大事なことだと思いますので、私どもの立場で、ここに書いてあることをですね、一緒に推進して協力させていただければというふうに思います。

（狩野会長）

　ありがとうございました。ぜひ、いろんなところと一体的に、進めていければと思います。事務局、どうぞ。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　ありがとうございました。また補足でお話させていただきますと、ユニバーサルデザイン行動計画なり、あるいはバリアフリー法の改正の背景にはやはり、東京オリンピック・パラリンピックに向け、世界から様々な外国の方あるいは障がいをお持ちの方、様々な方が日本に来られる、といったときに、日本の中で自由に行動できて、様々なところで必要なサービスが受けられるということを目指しているだろうというふうに考えております。その中で、ハード的に、交通機関であるとか、あるいは旅客施設といったところですね、バリアフリーを進めるというのもありますし、そこで受け入れをする方々の対応ですね、今回、国の方で、障がい者の方への接遇のマニュアルのようなものをそういう施設の方々にお示しするという形でできまして、それは住民、国民含めて、心の面でも様々な方を受け入れるというか、そういった姿勢が必要だということで、ソフトとハード一体的な取組というようなお話をされているんだろうと思います。今回の指針の中でもそういった視点を盛り込んで進んでいこうと考えております。

先ほど担当の方から御説明しましたバリアフリー法の基本理念につきましては、指針の９ページ、注釈として書かせていただいておりますので、こちらも参考にしていただければと思います。

（狩野会長）

　どうもありがとうございました。髙橋さんですね、お願いします。

（髙橋幸子委員）

　聴覚障害者協会から参りました髙橋と申します。

　今、協議の中でユニバーサルデザイン、建物、交通と様々な話が出ていますが、その中で、私は、心のバリアフリーというのが一番問題であると感じます。

　11月半ば、ろう高齢者や、ろう女性部の方々が集まって、情報交換会を開きました。心のバリアフリーって何という話がありましたが、１番話題に上ったのは、電話ができないということでした。

　ある人から、日曜日にマイナンバーカードを紛失したが、どこへ連絡したらとなり、本人確認ができないため断られることが多いです。通訳者がいつも同行しているわけではなく、例えば、金融機関など問合せがあった場合は、本人確認のため本人が電話をしないと話が進みません。何か方法はないのかという意見をいただき、心のバリアフリーっていうか、見えないバリアを理解することが大切と思いました。今後は、FAX、本人確認できる対応をするような方法に変えていただければと思います。

　そこを提案させていただきます。よろしくお願いします。

（狩野会長）

　ありがとうございました。具体的な提案だったと思いますが、事務局、如何でしょうか。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　ありがとうございました。聴覚障がいの方の通信手段の問題というのは、以前から課題であったと我々も理解、認識しております。

　最近は、携帯電話のメールができて、以前に比べると個人同士のやりとりはしやすくなったというような話も聞きますけれども、一方で公的な機関等は、メールですぐに返信ができたり、お話のやり取りをさせていただくというような体制にはなってない状況がございますので、心のバリアフリーというのは、そういったいろんな状況にある方の状況を皆が理解して、対応できるような取組を進めていくということかと思いますので、今御提案があったようなことも、どういうふうにこの指針の中に整理できるかどうかをこれから検討させていただきますが、そういった取組、それぞれの機関で必要な取組があるものには、働きかけを続けるということで取り組んで参りたいと思います。

（狩野会長）

　どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

（髙橋幸子委員）

　分かりました。ありがとうございます。

（狩野会長）

　あと、如何でしょう。

（川村委員）

　日本オストミー協会の川村です。

　これは、推進指針の11ページ。障がいのある方の意見等、一番下、「多機能トイレ内にあった各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められるようになっています。」という障がい者の意見があるのですが、今回のその具体的な推進方向の中にですね、独立の便房、障害別の独立便房の設置の推進という部分は、どこかに入るんでしょうか。あるいは入らないんでしょうか。

（狩野会長）

　県の方、この辺、如何でしょうか。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　御指摘のとおり、多機能トイレをどういうふうに整備していくかというのは、方策の方には具体的には入っておりませんでした。そういった視点も踏まえて、例えばこういう課題がある、多機能トイレの機能の分散が求められているというようなことも含めて、それぞれの障がい者の方だったり、必要な方に配慮した施設整備が進むように、という意味合いで、それぞれ方針に書いてはおりますが、御指摘のあった点について、具体的に記述がないと方策として分からないんではないかということもあろうかと思いますので、記述の仕方を工夫させていただければ。検討させていただきます。

（川村委員）

　既に3年ぐらい前ですかね、国交省の方からも独立便房のことが出ていたはずです。それから2020のオリパラについても具体的なものが出ています。ぜひその辺を参考にしていただきながら、取組の方向に明記させていただければ、より推進が早まると思いますので、よろしくお願いします。

（狩野会長）

　如何でしょうか。どうぞ。

（小笠原委員）

　小笠原です。私は前の会議のときに、ひとにやさしい駐車場の申請をして、夫の病院のときに運転をして駐車場を利用しました。何回か使っているうちに、本人が運転する方がその駐車場を利用するということを書いてあるのを目にして、私は運転手だから夫を降ろしたら公の駐車場の方に移動しなければいけないということが分かり、ちょっと戸惑いました。

　そのうちに、私も後期高齢者で免許返納の時期が来たので、年金の生活で、今は公共交通機関、ＪＲバス又はタクシーで移動します。改めて公共交通機関を使って気がついたことは、盛岡駅にもごみの分別、缶、プラスチック、燃えるごみのボックスがあって、「あっ、これはいいな」と思いました。

　バスで矢巾まで帰るのに40分くらいゆったりと座って、「あっ、これは本当に年齢的にもいいことだな」と。最近岩手医科大学が矢巾に移って、盛岡駅から矢幅駅までのバスが通って、全く私はありがたいと思っています。

　今日、私がお話したいことは、挨拶にもありましたが、共生社会に向けての取組ということで、皆さんも感じていると思いますが、令和の年、各地の台風、大雨、気象異常など、災害に全国的に、海外ももちろん、見舞われました。この異常気象になったという報道は、ほぼ毎日耳にする。普段の生活の中でも話しています。地球温暖化は環境問題が大きく、無関心ではいられないということ。身近な生活が、ごみ問題ということにも関係があるので、声を出してみんなで取り組まなければならないと思います。ビニール類やプラスチック類は分解されません。

　私は農作業をしているので、ビニール類を敷いて物を植えるわけですが、それらは全部取り残していると、いつまでも土の中にあります。自分のやり方次第で、ちゃんとまとめて処理できる農協に出したりします。農協で回収してくれるので出すのであり、勝手において来るのではありません。ごみとしてひとまとめにして出すと、処理施設では燃やして、廃ガス発生で大気汚染します。ちょっとしたことですけど、私たちが今、ここに何個かあるようですけど、そのペットボトルに付いているシールを剥がして、缶はそのままですが、分別して出せば資源になります。私たちごみ推進委員とか、そういう係を付けてごみステーションのところに、分別の区分けをするようにしています。

　メーカーでいろいろ工夫して商品を作っていますが、ユニバーサルデザイン、誰もがやっぱり使い勝手が良く、シールを剥がすときも、手のあてがうところが分かりやすいと。手に力が無くなった高齢者の人、まだ小さいけどもそういうことを一生懸命やる子どもたち、若者みんながやれば、ただ廃棄物じゃなく資源になるっていうことを心して、私たちはそういう面でのバリアフリーを目指したいなと思っています。

　私自身は、自分が今できることをやるということで、今回の会議も参加させていただきました。ありがとうございました。以上です。

（狩野会長）

　ありがとうございました。では、事務局どうぞ。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　ありがとうございました。様々なお話、ごみの問題ですとか、災害時の対応、それから最後は、御自分で今できることをやっていただく、というような御意見をいただきました。

　今回ひとにやさしいまちづくりの指針を策定するにあたっても、誰もが自らの意思で行動していく、誰もが主体的に社会に参画していただくということを目標にして、このひとにやさしいまちづくり推進指針の取組は進めてきているところでございます。

　それから、福祉の分野でも地域共生社会という厚生労働省も取組を進めております。住民の方々に地域に主体的に参加していただかないと、なかなか地域社会自体が維持できない状況にきてしまっている。その話は、災害の時もそうでございますが、行政だけですべてを対応するというのはなかなか難しい面がございます。住民の方々にいろいろお力をいただきながら、取組を進めていきたい。そうしていかないと、適切な対応もできないのが実情でございます。そういった意味でも、行政は行政でしっかり役割を果たしつつ、その中で住民の皆様のお力、参画をいただきながら、一体となってこのひとにやさしいまちづくりの取組を進めていければと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

（狩野会長）

　ありがとうございました。他、如何でしょうか。岡先生

（岡委員）

　指針ができ上がった後、承認された後の話なんですけど、例えば、資料３の別紙の２でマスタープランの策定を支援、それによって市町村が具体的に②から⑧の予算化とそれから実用性が具体化していく、というところ。それでこのマスタープランという制度を、活用して欲しいということで、前回も言ったような気がするのですけれども、具体的に県がどのように市町村に対して国と連携してマスタープランというものを入れていくような考え方、それから、指導、指導とまではいかないですけれども取組支援というものをしていくかっていうことも、指針が出来上がった後の具体化していく部分を、我々委員に対してですね、こういうことをやっていきますよと、次回以降の協議会の中で、実現できるものをこれから一つ一つ示していただければ、こちらとしても、例えばこういった関係する機関、こういう方法があるんじゃないかとか、その辺の支援というのが、委員の人たちからも、地域的に参画していくきっかけにもなるんじゃないかな、と思いますので、指針が承認された以降、そういった考え方をですね、示すような場を設けていただければ、非常に素案が生きてくるかなというふうに思いますのでよろしくお願いしたい。

（狩野会長）

ありがとうございました。今、県がやっていることを、そして、市町村でマスタープランを進めていますけど、その支援ですよね。どうしてもやっぱり、岩手県は県がしっかりしておるイメージで、市町村が単独でできるかっていうと、なかなか。雫石町さんは独自で作られていますけれども、なかなか市町村レベルで、いろんな支援がないと難しいですね。ぜひ考えていただきたいと思います。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　ありがとうございます。マスタープランの取組についても、今のところ、県では、例えば市町村で策定する場合には、検討の場に委員として参加するという対応をさせていただいておりました。それは自治体さんからの求めに応じてということで、お話をさせていただいておいます。そうした、それぞれのひとにやさしいまちづくりの具体的な取組についても、今御提案があったとおり、是非、協議会の場で御説明させていただいて、いろいろ御意見をいただきながら、取組を組み立てていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

（岡委員）

　それでマスタープランを作る相談窓口が国交省の東北運輸局です。積極的にマスタープランを策定する東北の自治体が少ないということもありますので、東北運輸局では、かなり積極的にアプローチをしております。

　ですから、そういういうところの情報提供というもの含めて、県さんの方でも、東北運輸局と連携、もしくは運輸局から県さんの方にアプローチというような形をとらせてもらってですね、ぜひこの市町村にマスタープランを作ってもらって、この移動円滑化の、具体的な予算確保を含めた実現性というものを、完成に近い形にしていただければ、というふうに思っていますので、よろしくお願いします。

（狩野会長）

　ありがとうございました。この指針策定の後、市町村に対してということで、ありがとうございました。大信田さん。

（大信田副会長）

　まずは、私、長いことこういう委員会に所属していますけれども、この推進委員会の人たちの意見を聞いていると、本当にプロの集団だなと感心して聞いておりました。すごいななんて。私自身が勉強になる推進協議会だなと。皆さんにお礼申し上げたいと思います。そういいながらも、私の意見も一言聞いていただきたい。そう思ってマイクを取らせていただきました。

　先ほど小笠原さんからもお話があったように、後期高齢者になると、免許返納という事態が今、世の中で騒がれている。これは、私達にしてみればです、免許返納できない現状があるんです。

　ここで、岩手県のバス協の鈴木さんにぜひ聞いてほしいことがあるんです。実は、免許返納できない状況が具体的にあるんです。私は桜台に住んでいますが、自分の車を修理に出してしまうと、在宅障がい者になってしまうんです。どこにも行けなくなってしまうんですよ。タクシーを使えばまた別なんですけどね。公共交通機関を使って行きたいところに行きたい時間に着けるように、バスを使って、こうこうこう、と。ところが、バスというのは、今、鈴木さん御存知のように、盛岡市内を走るすべてのバスがスロープ付きのバスじゃないわけですよ。ほぼ3割はスロープが付いているのかな。7割ぐらいは付いてないということになると、桜台からバスに乗って県庁まで来るうちに、乗り換えしないといけないわけですよ。乗り換えするところにまたスロープが付いてないバスが走っちゃうと、もう行っても意味がないんですよ。

　ですから、A地点からB地点まで行くことはいいけれども、B地点からＣ地点までスロープが付いているバスが走っているか、確認しようがないんですよ。ですから、結局は、我々にとっては、バスというのはバリアです。公共交通機関じゃないんです。

　ですから、免許返納したいなと思っても、返納できない現状がありますよということなので、バス協として、どのような計画を立てているのか、もし長期プランがあればお知らせいただきたいということが一つ。

　もう一つ、情報として。日本ってここまで進むのかっていうことが一つ。実は、生きているうちに、私、はとバスに乗ってみたいと思うんです。

　三年前に、はとバスの本部の方に電話したんです。「車いすですが、はとバスに乗れますか」と。もうすぐですよ、「駄目です。はとバスには車いすが乗れるバスは一台もございません」と言われました。ところが、今年、一週間くらい前に電話したんです。「いいですよ。いつ、どの時間帯に乗りますか」って、リストを教えてくれました。

　10路線出ているうちの３路線ぐらいまで、ちゃんと車いすで乗れるバスが通ってるわけです。はとバスですよ。いやあ、来年にはね、ぜひ私ははとバスに乗って、人生を終えたいというふうに思っております。ありがとうございました。

（狩野会長）

　どうしますか。長期計画ある場合、すみませんがお願いします。

ではまず、及川委員さんの質問を受けてから、バス協会鈴木さんよろしくお願いいたします。

（及川委員）

　私も嬉しいお話をしようと思います。私も、盛岡に高速バスを使って通勤しています。大信田委員からも話があったように、公共交通機関というのは、これからの社会を考えたときに非常に充実しなければならないんですね。高齢者が多くなってきて、障がいの程度が重度化して。にもかかわらず、公共交通機関は、どんどん運行する本数が減少し、廃止されるという社会情勢にあるわけですね。これをもって、社会参画をしよう、実施をしようって言っても無理です。

　ですから、国土交通省では、タクシーあるいはバスにカルテルの協定を結ばせようという案も、今出てるように聞いていますけど。独占ですね。独占させるということを認めないと、地方の公共交通機関は駄目だろうっていうのが、国交省の考え方なんですね。

　そこで、私はね、各地方自治体が、特に県ですね、国に対して要請すべきだと。一民間会社にノンステップバスを導入しよう、とか、新しいバリアフリーのバスを購入しようというのは、乗車人口がどんどん減少していますから、悪循環なんですね。私が、一番最初に話した、このひとにやさしいまちづくり推進協議会の岩手県におけるバリアフリーの特色というのはそこだと思うんです。これを打破しない限り、外国人にしろ、高齢者にしろ、障がい者にしろ、やっぱり街には出れません。どんどん過疎税で補填がされているっていうふうに聞いていますが、今後、そのバス協会として、どう国に働きかけどう、県に働きかけ、どのようにしたらいいのか、私たちは考えています。

福祉大会でいつも、各バス会社さんへのお願いを出しますけども、最後に必ず書いているんです。国と県と市町村が助成しなさい。そうしない限り成り立たないんです。そういうことを踏まえて、率直に、公の場ですので、バス会社として、こんなことを今悩んでいる、こんなことを重んじてほしい、こんなことを思っている、そんなところを開示していただければと思います。以上です。

（狩野会長）

ありがとうございました。この委員会、長くさせてもらって、最近はバス協会さんはじめ色々な方に参加してもらって、素晴らしい委員会になって来たなと思います。答えられる範囲で結構ですので。

（鈴木委員）

　バス協の鈴木です。まずノンステップバスについてですが、各社の設備投資計画の中で、県交通さんにしても、県北さんにしても、年間で、県交通さんですと、20台から30台くらい毎年更新しているようです。今入れているのは、ほとんどノンステップ、あってもワンステップの車両ということで、大分使いやすい車に代替えされてきているのかなと思いますが、かなりたくさん台数持ってる会社さんですので、一度には更新できない。そこでですね、バス協会としましては、毎年、乗務員さんを対象としたバリアフリーの講習というものをやっております。今年は、先週、奥州市のZホールで、バスのドライバー、それからガイドさん、タクシーのドライバーさんを対象とした講習会を開催しました。

　その中で、今年は奥州市の視覚障害者協会の菊池さんから講話をいただいて、その講話を聞いた後に、実際にいろんなものを使って、バスの乗り降りですとか、施設、バス、タクシーに乗るときにどんな苦労があるんだろうかということを体験していただきまして、そのような苦労を知ってもらえるような活動を開催しておりました。ステップがまだある車両で運行された場合にも、乗務員さんが、そういうお客さんが来たときに、どういう対応をすればいいのかというところを学んで、理解を深めてもらうようなことを、今のところは取り組んでいますので、車両の代替えについてはもうしばらく、お待ちいただければなと。

（大信田副会長）

　俺、間に合わないんだよ。

（鈴木委員）

　それから及川委員さんからいただきました、どういったものに困っているかというところです。

やはり、ドライバー不足というのが非常に深刻でございまして、これは地方だけではなくて、現在、中央都市圏でもかなりドライバーが不足しておりまして、利益の出ている路線でも減便せざるを得ない状況でございます。

　そのあたりは、岩手県さんとかにも、いろいろ御協力いただきまして、補助金を使って二種免許の取得に対する助成ですとか、それからあと過疎地の路線廃止、主にそこの生活交通をどうするか、主にバスとそれからタクシーとか、そういったものも、役割分担をしながらなんかこう維持をしていけないのか。これは、岩手県さんとか、各市町村さんも一生懸命取り組んでもらってましたので、その辺は皆さんに御迷惑かけないように、私たちも努力していきたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。以上です。

（狩野会長）

　いろいろありがとうございました。そろそろ時間なんですが、あと一つ二つ如何でしょうか。よろしいでしょうか。いろいろと意見出されました。もちろんすぐ決められるものだけではないと思いますけれども。

　そうしましたら、最後、その他というところがございます。その他のところである方いらっしゃいますか。髙橋さん。

（髙橋智委員）

　まず一つは、この間、委員でもあります県立大の阿部先生の依頼で、災害時緊急時の車いす利用者のICTを活用した移動支援を考えるワークショップが、アイーナで行われました。私、宮古市なので、盛岡周辺はあまり知らなくて。宮古市の場合、震災の場合、ある程度分かります。アイーナ、マリオス周辺も震災区域だとは全然知らなくて、びっくりしました。ハザードマップを前もって見て行動すれば、楽だなと思いました。

　それからもう一点。先程も、後期高齢者の運転免許の話がありましたが、宮古市の会員さんで、花輪橋教習所で行われた講習を受けたんですが、その車いすの人が行ったら、まず車いす用のトイレがない。駐車場もなくて。講習は時間がかかるんですね。トイレに行きたくて、わざわざ、自宅の方に戻ったんですが、今度は駐車場に入れなくて。奥さんがいたから介助してもらって、なんとかやることが出来たんですが。これは、宮古市の方なのか、県の方なのか、対応していただけるのかなと思ってちょっと、聞きたかったです。

（狩野会長）

　回答できる範囲でよいですが、事務局。

（地域福祉課坂本主事）

　花輪橋教習所についてですが、教習所は民間の施設のようで、どうしてもそこにトイレがなかったというところであったようです。

　ひとにやさしいまちづくり条例で、整備基準を設けています。そちらの教習所に個別にということは難しいですけれども、施設管理者等に対してですね、そういったこともあるということを周知しながら、すべてのところで設置できるように、働きかけを皆さんに行っていきたいと考えております。

（狩野会長）

　災害時の話は阿部先生、いいですか。情報通ですので。意外と分かっていないところですので。

（阿部委員）

　先日、うちの学部の学生の研究の一環で、髙橋委員にワークショップに参加していただいて、災害時、交通状況悪い時の移動のあり方と、その際の情報提供のあり方っていうところを、少し勉強させていただきました。

　最近、災害等多発していますけれども、ハザードマップが結構大事なようでございます。認識が高まっているようでございますが、実際のところはまだまだ、災害時、ハザードマップの効果的な情報発信については、それほど議論されてないようです。

　学生の方が意識が高くて、私もそれにつられて一緒に勉強していました。これからも、また意見交換できればと思います。

（狩野会長）

　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

（地域福祉課坂本主事）

　事務局よりその他よろしいでしょうか。

（狩野会長）

　資料ありますね。どうぞ。

【事務局（地域福祉課坂本主事）から資料５に基づき説明】

（狩野会長）

　ありがとうございました。今、期間の設定を定めるということで事務局から提案があったところです。如何でしょうか。提案というか、母子手帳取得時から１年くらいまで、延ばせるものなら延ばしたい、ということですが。子育てネットの若林さん。

（若林委員）

　子育てネットの若林です。やはり、ここにも示されているように、母子手帳を取得した日から始めて、そして、できれば、産後１年までとは言いませんが、６ヶ月ぐらいまでは使わせていただくことが望ましいかなと。始めるのは、やはり母子手帳取得時からが妥当じゃないかと思っております。

（地域福祉課坂本主事）

　ありがとうございます。

（狩野会長）

　お願いします。小笠原さん。

（小笠原委員）

　私は、長い間保育者をしました。やはり産後ケアということも含めれば、今の若い方は、私たちとはまた時代が違って、ストレスを抱えているということです。産後の方が長いのです。検診に行くとか、病院に行くとか、ちょっとした買い物でもスーパーの前にそういう駐車場があれば、ちゃんと証明をして出して、そこを使わせてもらう。そっちの方が本人にとってはいいのではないかと思います。それは老婆心ですが。

（狩野会長）

　ありがとうございました。

　今、いくつか意見が出されましたが、産前の方は母子手帳取得時から、と共通していて、そして産後の方は１年、ということで進めていただいて。要望が出てくれば、今度は逆に対象が多くなってしまって、それで後で検討しますというのは結構だと思いますので。一応、期限については母子手帳取得時から産後１年ということで進めていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

　事務局からは以上ですね。私の方、議事については以上ということで、事務局にお返しします。ありがとうございました。

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　狩野会長、ありがとうございました。

　それでは次第のその他でございますが、時間の方も近づいてきております。特にないということでよろしいでしょうか。

　それでは本日の協議会の結びといたしまして、野原部長からコメントをしたいと思います。

（野原部長）

　本日は長時間に渡りましてありがとうございました。

　本当に、今日は盛りだくさんの内容にしていただきまして本当にありがとうございます。

　新しいひとにやさしいまちづくり推進指針、主な観点の一番上に、障がい者等に配慮した施設や制度の目的についての普及等の現状ということで、今日の委員からの御助言のとおり、なるべく様々な障がいのある方からの意見を伺って、そうした意見をもとに、というのが大きな視点だと考えております。今日は本当に具体的なお話をいただきました。

　及川委員からも、キャッシュレスについて、セルフレジが進むことは非常に大変だという話があってですね、なるほどと本当に思いました。

　障がいのある方へきちっと配慮していく、そういう社会をどうやって作っていくのか、ということが基本的な理念だろうと、改めて認識した次第でございます。

　今日いただいた御意見も、考え方、理念もきちっと指針に反映をさせていただいて、良いものを作り上げたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

　本日は、本当にありがとうございました。

６　閉会

（地域福祉課淺沼生活福祉担当課長）

　それでは以上をもちまして、令和元年度第１回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会いたします。

　本日はありがとうございました。